

大津市開発事業等工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法第36条及び宅地造成等規制法第13条に規定する工事の検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、完了検査、中間検査、再検査及び立入検査とする。

- 2 完了検査とは、施行区域の安全および機能に重大な影響を及ぼすものを主体に、工事が次の区分により完了したときに行う検査をいう。
 - (1) 開発区域全部の工事を完了したとき。
 - (2) 宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）に基づく工事の一部または全部が完了したとき。
 - (3) 開発区域を工区に分けて許可を受けたときは、工区の工事を完了したとき。
 - (4) 公共施設等（都市計画法（以下「都計法」という。）第4条第14項の規定による公共施設ならびに同法第33条第1項第6号の規定による公共施設および公益的施設）の工事を完了したとき。
- 3 中間検査とは、工事施工の途中において必要と認められる工程に達した時および必要がある場合に、適宜行う検査をいう。
- 4 再検査とは、工事の手直し等の後において再度行う検査をいう。
- 5 立入検査とは、都計法第82条第1項または宅造法第18条第1項の規定による検査をいう。

(検査の方法)

第3条 前条の検査は、「開発事業に係る工事検査の実施方法」により工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

- 2 開発事業に係る工事のうち公共施設等の検査については、前項に定めるもののほか、当該公共施設等を管理することとなる者（以下「公共施設等管理者」という。）の定める工事検査の方法により、その適否を検査するものとする。

(検査員)

第4条 検査員は、開発調整課および各公共施設等管理部署の担当職員とする。

(検査結果の通知等)

第5条 検査員は、検査を終了したときは、すみやかにその結果を「開発（宅造）許可工事完了検査調書」（以下「検査調書」という。）により通知するものとする。

- 2 検査員は、第3条の検査により工事が許可の内容に適合していないと認めたときは、検査調書の指示事項により、工事等の手直しを指示するものとする。
- 3 事業者は、前項の工事の手直しが完了したときは、「工事完了検査是正報告書」（以下「是正報告書」という。）（様式－検1）を市長に提出しなければならない。

(工事完了検査済証の交付)

第6条 市長は、完了検査の結果、工事が開発許可・宅造許可の内容に適合すると認められたときは、事業者に工事の検査済証を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。